

島根大学松江キャンパス受動喫煙防止のための喫煙ルール

(令和元年6月20日決定)

松江事業場安全衛生委員会

1 目的

このルールは、健康増進法(平成14年法律第103号)の一部改正、松江市きれいなまちづくり条例(平成18年3月31日松江市条例第29号)及び島根大学松江キャンパスにおける受動喫煙の防止及び敷地内禁煙に向けた基本方針の趣旨を踏まえ、島根大学松江事業場(以下「本学」という。)における、安全かつ快適な教育研究の場にふさわしい環境及び執務環境を整備・維持するため、望まない受動喫煙を防止し健康増進を図ることを目的とする。

2 対象

このルールの対象者は、本学の教職員、学生及び構内を利用するすべての人とする。

3 禁煙地域の指定

本学敷地内は、原則全面禁煙とする。

ただし、当分の間、屋外喫煙所を設け、その場所でのみ喫煙を認めるものとする。

4 遵守事項

対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 20歳未満の者は、喫煙してはならない。
- (2) 20歳未満の者は、屋外喫煙所に立ち入ることはできない。
- (3) 本学敷地内は、屋外喫煙所以外、喫煙をしてはいけない。
- (4) 屋外喫煙所において、たばこの吸い殻は、灰皿以外に放置しないこと。
- (5) 加熱式たばこ及び電子たばこにおいても紙たばこと同様に屋外喫煙所で喫煙すること。
- (6) 屋外喫煙所において、ごみを放置しないこと。
- (7) 喫煙に関して、近隣への迷惑行為は禁じる。
- (8) 喫煙ルールに違反している者は、喫煙に関する本学の指導及び必要な措置に従うこと。

5 違反者に対する指導及び措置

安全衛生委員会委員や各部局等における喫煙パトロール及び衛生管理者の職場巡視等において、喫煙ルールを遵守しない違反者に対し、次に掲げる指導及び措置を講じることができる

- (1) 違反者に対し、職員証や学生証等の提示を求め、口頭による厳重注意を行うことがある。
- (2) 前者の注意を受けた者が再度の違反を行ったときは、所属長等を通じて個別に指導することがある。
- (3) 前者の指導を受けた者が更に違反を繰り返し、なお改善が見られず悪質な場合は、懲戒処分等の対象となることもある。

6 必要事項

このルールに関する必要な事項は、安全衛生委員会にて定める。